

厚生常任委員会

令和5年9月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎溝部真紀子

宮崎 和彦

中川 議長

○小城 世督

濱 真理子

横田 敏文

奥村 容子

2. 理事者出席者

町 長 中西 和夫 副 町 長 加藤 惠三

総 務 部 長 西巻 昭男 住 民 生 活 部 長 栗本 公生

住 民 生 活 部 次 長 北 典子 福 祉 課 長 中原 潤

同 課 長 補 佐 細川 友希 子 育 て 支 援 課 長 中尾 歩美

同 課 長 補 佐 上山 泰史 健 康 対 策 課 長 補 佐 田口三十士

国 保 医 療 課 長 猪川 恭弘 環 境 対 策 課 長 東浦 寿也

同 課 長 補 佐 乾 裕貴 住 民 課 長 峯川 敏明

同 課 長 補 佐 小澤香代子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 奥村委員、小城委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、奥村委員、小城委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第22号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 峯川住民課長。

住民課長

それでは、議案第22号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

住民課長

本条例の改正内容につきましては、議案末尾の要旨により説明させていただき、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

本条例の改正につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、コンビニエンスストアに設置

されている多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備、いわゆるスマートフォンによる交付を可能とするため、所要の改正を行うものであります。主な改正内容についてであります。多機能端末機による印鑑登録証明書の交付方法の改正としまして、多機能端末機で印鑑登録証明書を取得する際に利用する媒体に、移動端末設備を追加いたします。また、多機能端末機で印鑑登録証明書を取得する際に移動端末設備を利用する場合、機種によっては生体認証を利用するため、「暗証番号」に係る箇所を削除し、「必要な事項」のみに改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

なお、法改正に伴う国によるコンビニ交付サービスの機器改修につきましては、遅くとも年内に改修される予定とのことでありまして、改修後、すみやかに対応できるよう、公布の日から施行することとしております。

以上、議案第22号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議長 今までどおりマイナンバーカードで暗証番号入れて取得はできるんやんな。それはできなくなるの。

委員長 峯川住民課長。

住民課長 マイナンバーカードを使って、今までどおり、暗証番号を入れての交付もできます。

議長 そやけど、この暗証番号にかかる箇所は削除するねんな。

住民課長 今までどおりマイナンバーカードの場合は、暗証番号を入れる必要があるんですけども、スマートフォンの機種のようにマイナンバーカードの機能を入れ

まして、スマートフォンのみで多機能端末機から出す場合には、今の国の予定では暗証番号を入れる場合と生体認証のみでいける場合があるということで、暗証番号を入れる必要がない場合も機種によって発生するということがありますので、暗証番号を入れるというところを、必要な事項を入力してということに変更しております。

議 長 そやから生体認証でいくやつは、暗証番号いらんけど、暗証番号のいるやつもあるのに、暗証番号というところを削除してもええのかな。
 そこがわからへん、副町長わかった。

委員長 加藤副町長。

副町長 今、言いましたとおり、複数の認証方法ができましたので、あくまでも暗証番号という言葉はなくなりますけども、必要な事項をという中に、今の生体認証と暗証番号が含まれるということで改正させていただいております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
 お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第22号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

 次に、(2)議案第23号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、議案第23号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例、要旨をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、所要の改正を行うものであります。改正の内容であります、こども家庭庁の設置に伴う文言の整理を行うものであります。施行期日ではありますが、公布の日から施行いたします。

以上、議案第23号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第23号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第24号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、議案第24号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例、要旨をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。子ども家庭庁の設置に伴い、子ども・子育てに関連する法令等の整備が行われ、国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことによる引用条文の整理等がございます。

最後に、施行期日ではありますが、公布の日から施行いたします。

以上、議案第24号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第24号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第25号 令和5年度塵芥収集車(プレス式パッカー車)の取得についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 それでは、1. 付託議案 (4)議案第25号 令和5年度塵芥収集車(プレ
課長 ス式パッカー車)の取得についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

環境対策 塵芥収集車につきましては、購入後、15年から20年を年次更新の目安と
課長 しており、修繕の状況などにより、現場とも相談をするなかで、更新を行っているところがございます。このたび所有しておりますプレス式パッカー車1台が、平成17年3月に購入後、19年目を迎えることや、半導体不足などの影響から、発注後、納品が1年以上かかりますことから、収集車両の故障による

収集業務に支障をきたすことがないよう万全を期するため、プレス式パッカー車を新たに1台取得することにつきまして、その価格が700万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2枚目をご覧くださいませでしょうか。去る8月17日に、指名競争入札を行いまして、契約金額につきましては917万3,700円となっております。契約の相手方につきましては、新明和工業株式会社流体事業部営業本部関西支店、なお、納期につきましては、本議会におきまして、議決を賜りましたならば、本契約を締結し、令和7年3月26日以内に納車を行ってまいりたいと考えております。

以上、1. 付託議案 (4) 議案第25号 令和5年度塵芥収集車(プレス式パッカー車)の取得につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 横田委員。

横田委員 1点教えてほしいんですけど。プレス式のパッカー車って、何台所有されているんですか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 現在、6台所有をしております。

課長

委員長 中川議長。

議長 契約の相手、新明和工業株式会社というのは、後ろのプレス式パッカーのところを工作する会社やと思うねんな。この本体、車本体はいすゞなんか扶桑なんか何かわからへんねんけども、本体はどこの車。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 本体は現在、いすゞか扶桑かわからないんですけども、仕様書のほうで、そういうエンジン等々塵芥収集車のボディなど最大積載量やそういったことを仕様書で定めさせていただきまして、それに見合った車両を納入されるということになっております。

議 長 自分の感覚は、いすゞやったらいすゞと契約するのかな、扶桑やったら扶桑と契約するのかなと思っていてんけど、今更やけど、今までずっとそうやったんやろうけど、この工作屋と契約して本体の車両に支障が生じたとき、いすゞやったらいすゞ、扶桑やったら扶桑の保証は話できるねんな。その保証の話も新明和とするのか。

環境対策
課長 納入業者のほうが新明和となりますことから、保証関係、契約相手が新明和になりますので、保証関係について新明和ということになるかと思います。

議 長 逆にいすゞや扶桑とこのパッカー車を契約するということはでけへんのか。

委員長 栗本住民生活部長。

住民生活
部長 今回、指名競争入札の指名の中には入っておるんですけども、落札は新明和工業ということでご理解をいただきたいと思います。

議 長 それと車両本体、まだ、いすゞや扶桑や分からへんような状態で、これ議決するのなんか変やなと思うねん。どっちがええとかどっちが悪いとかちゃうねんけど、本体自体どこの車かわからへんまま進んでいくねんっていう、不思議な感覚を持っています。それだけ申しあげておきます。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第25号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第28号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、(5)議案第28号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

今回の補正予算は、県支出金等の返還に係る予算補正でございまして、歳入歳出それぞれ450万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ30億5,290万7千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明を申しあげます。

補正予算書の7ページをお開きください。はじめに歳入でございまして、第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金でございまして、国民健康保険の被保険者の産前産後期間における税の免除が、令和6年1月1日から施行されることから、それに伴います国保システムの改修に要する経費といたしまして363万円を事務費として一般会計から繰入れをお願いするものでございます。なお、この免除に係ります国民健康保険税条例の改正につき

ましては、国からの準則等が示されていない状況でございましたので、本定例会への提出が間に合わない状況でありましたので、12月議会での上程を予定いたしております。次に、第7款 諸収入、第2項 雑入、第6目 歳入欠かん補填収入でございます。歳出の前年度繰上充用金の補正に伴う減額、及び今回の補正予算から生じた財源を歳入欠かん補填収入で調整するものでございまして、87万7千円の増額をお願いするものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。歳出でございます。まず、第1款 総務費、第2項 徴税費、第1目 賦課徴収費であります。歳入で申しあげました国保システムの改修経費として、委託料で363万円の増額をお願いするものでございます。次に、第9款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 償還金であります。令和4年度の特定健康診査等県負担金などの精算に伴う超過交付分の返還が生じたことから、償還金で145万2千円の増額をお願いするものでございます。次に、第11款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金であります。執行額の確定に伴いまして、57万5千円の減額をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第28号 令和5度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第28号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第29号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第29号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 はじめに、保険事業勘定であります。今回の補正予算の主な内容につきましては、令和4年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金と、国及び県の負担金並びに支払基金からの交付金の精算に関するものなどで、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億547万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ28億1,297万7千円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、歳入予算でございます。第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第3目 地域支援事業繰入金で、令和4年度の地域支援事業に対する国・県支出金等の確定に伴う町負担分40万8千円の増額補正を、第6目 低所得者保険料軽減繰入金では、令和5年度の低所得者保険料軽減負担金が当初見込みを上回ること及び令和4年度の低所得者保険料軽減負担金の確定等により、90万3千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金で、令和4年度の本特別会計の決算において、歳入額

が歳出額を上回りましたことから、その差額1億416万6千円を令和5年度に繰り越すことについて、増額補正をお願いするものでございます。

9ページにお移りいただけますでしょうか。続いて歳出予算でございます。

順序が逆になりますが、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金について説明をいたします。令和4年度の決算額の確定により、第1目 第1号被保険者保険料還付金で、還付すべき過年度分の保険料の見込額が確定いたしましたことから、これを還付するための経費として15万8千円の減額補正を、第2目 償還金で、介護給付費に係る国、県の負担金及び支払基金交付金について、また、地域支援事業に係る国及び県の補助金等について、それぞれ超過交付となりましたことから、これらを償還するための経費として、6,766万6千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第3款 基金積立金、第1項 基金積立金でございます。ただ今、ご説明申しあげました令和4年度の決算額の確定に伴う歳入と歳出の補正額において生じた差額3,712万4千円について、基金に積み立てるよう増額補正をお願いするものでございます。次に、第6款 予備費、第1項 予備費では、令和5年度の低所得者保険料軽減負担金が当初見込みを上回る84万5千円について増額補正をお願いするものであります。

次に、介護サービス事業勘定であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,608万8千円とするものでございます。恐れ入りますが、補正予算書の16ページをお開きいただけますでしょうか。歳入予算でございます。第2款 繰越金、第1項 繰越金で、令和4年度の執行額の確定に伴い、歳入額が歳出額を上回ったことから、その差額108万8千円の増額補正をお願いするものでございます。18ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正であります。第3款 予備費、第1項 予備費では、今回の予算補正から生じた財源108万8千円の留保のための増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長 以上、議案第29号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

なにとぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（7）議案第30号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、（7）議案第30号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療課長 今回の補正予算は、令和4年度会計からの繰越しに関するものであり、歳入歳出それぞれ7万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ5億6,227万2千円

とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明申しあげます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。歳入でございます。まず、第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金であります。令和4年度の決算余剰金の確定により7万2千円の増額をお願いする補正予算でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。歳出でございます。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金であります。繰越しする保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金で7万2千円の増額補正をお願いするものであります。

1ページにお戻りください。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療
課長

以上、議案第30号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員

これに何も意見があるわけではないんですけども、教えてほしいことがあって。後期高齢者の方の個人の負担額が増えて、そしてそれに対して3年間は増えた分に対するの補助が出るというのがあって、町のほうに届け出て手続きをしてくださいというふうにして、手続きされた方もあると思うんですけども、3年間という期間ですけども年度またいでとか、ずっとなっていくますでしょう、いつまで申請して受け取れるようになるんですか。

委員長

猪川国保医療課長。

国保医療
課長

今、ご質問いただきました、2割負担ができたということで、3千円の負担増で抑えるという制度でございませけれども、これにつきましては、年齢到達された時点から3年という形で経過措置が設けられておりますので、その3年経過した時点で一応終わるということは聞いておりますので、去年の10月からスタートしてございませけれども、その後75歳に到達される方も順次3千円の負担増で抑えるというのは、届け出はいたしませんでして、いわゆる高額療養費と同じように広域連合のほうで計算されて、返還される額がある方は高額療養費と同じように返還をされるという形に今なっております。

濱委員

金額だったりとか、そういったものっていうのは自動的にして下さるということですが、高額医療の分の町に申し出ないとだめですね。口座の届け出とかもしてという、受診からというか、遡ってして下さるのかどうか、その辺はどうか。

国保医療
課長

いま申されております届け出というのは、口座とかない場合はそういう返還するお金が発生した場合は、ご本人のほうに通知をさせていただいて、登録をしていただくと、そして発生した時点からもちろん遡って発生した分についてもすべて返還させていただくという形になっております。

濱委員

わかりました、そしたら口座とか届け出なくても一部負担金というか、本人の分が超過して補助の対象になるということはきちっと町のほうに情報があって、先ほどおっしゃったように書面ですということなので漏れ落ちはないということでしょうか。

国保医療
課長

そういった計算はすべて広域連合で集約してやっておりますので、漏れ落ちるということはないと思います。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第30号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。

東浦環境対策課長。

環境対策
課長

環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてでございますけれども、前回の本委員会以降、ご報告させていただく事項はございません。

以上、継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第27号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第27号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきまして、住民生活部が所管する内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、令和5年度見込額が当初見積りを上回るなどから、介護保険低所得者保険料軽減負担金45万3千円の増額、第4目 衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルス感染症予防接種について、秋開始接種を実施することから、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金1,387万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について、支給対象者が当初見積りを上回るなどから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金801万円の増額、第3目 衛生費国庫補助金で、産後ケア事業について、利用者が当初見積りを上回るなどから、妊娠・出産包括支援事業費補助金273万6千円の増額をお願いするものであります。11ページをお願いいたします。一番上の感染症予防費補助金では、国庫負担金と同様の理由により、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金583万円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、介護保険低所得者保険料軽減負担金22万7千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、子ども医療費補助金の補助対象が高校生までに引き上げられることなどから500万円の増額をお願いするものです。

次に、第22款 町債、第1項 町債では、令和4年度決算剰余金を活用し、地方交付税措置のない町債の借入れを見送ることから、第2目 民生債で、総合保健福祉会館駐車場整備事業債1,380万円の減額、認定こども園整備事業債6,900万円の減額をさせていただくものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

17ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、県支出金や町債の減による財源更正をそれぞれの費目でしております。それでは、財源更正を除く、主な歳出の内容につきましてご説明をさせていただきます。

はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総

務費で、産前産後期間における国民健康保険税免除に係るシステム改修分として、国民健康保険事業特別会計への繰出金363万円の増額、第5目 医療対策費で、令和4年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから65万2千円の増額、第7目 障害福祉費で、令和4年度の障害児入所給付費等国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから344万9千円の増額、第9目 介護保険事業繰出費で、歳入で申しあげました低所得者保険料軽減負担金の令和5年度見込額が当初見積りを上回るなどから、介護保険事業特別会計への繰出金131万1千円の増額、一番下の第12目 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費で、歳入で申しあげました給付金の支給対象者が当初見積りを上回ることから801万円の増額をお願いするものであります。19ページをお願いいたします。

第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、令和4年度の子どものための教育・保育給付費負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから1,855万円の増額、第2目 保育園費で、時短勤務取得職員の代替等について、人材派遣会社を活用し保育士を安定的かつ迅速に確保するため、保育士派遣業務委託料1,423万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、歳入で申しあげました新型コロナウイルス感染症予防接種の秋開始接種を実施することから、第1節 報酬から第18節 負担金補助及び交付金までをあわせて1,970万円の増額、第3目 母子衛生費で、歳入で申しあげました産後ケア事業の利用者が当初見積りを上回ることから、産後ケア事業委託料547万2千円の増額をお願いするものであります。

以上、議案第27号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
濱委員。

濱委員

何も反対とかそういうことではないんですけども、教えていただきたいのは、総合保健福祉会館の駐車場の整備事業というので、マイナスになってます

けど、具体的には何だったんでしょうか。

委員長 加藤副町長。

副町長 歳入のほうですね。これはもともと起債、借金をして財源をあてるという予定をしておったんですけれども、昨年度の決算の繰越金がございますので、それをあてて、借金しなければ余計な利息を払うこともありませんので、そういったことで財政を負担を軽くするという意味で、借金はせずに一般財源で充たさせていただきますということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

福祉課長 議案第27号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

北住民生活部次長。

住民生活 健康対策課より2件、ご報告がございます。

部次長 ひとつ目は、新型コロナウイルスワクチン秋開始接種についてです。秋開始接種につきましては、個別接種を9月20日から開始し、集団接種につきましては10月26日(木)から開始し、12月14日(木)までの間で、木曜日に4日間、土・日曜日に4日間、計8日間実施してまいります。集団接種の実施につきましては、申し込み状況とワクチンの配送量により縮小して実施する場合がございます。なお、9月15日号広報お知らせ版に折込文書で、集団接種日程等について周知させていただいたところです。

二つ目は、西和医療センターの移転・再整備についてです。先月の本委員会において、西和医療センターの移転・再整備についてを報告いたしました。西和7町内での候補地となり得る土地の情報提供の件数について、9月1日付

けで県から公表されましたので、ご報告いたします。

情報提供を行った町は、平群町、三郷町、斑鳩町、河合町の4町であり、この中から8か所の候補地が挙げられております。これに、王寺町のJR王寺駅南側を加えた、計9か所を対象として、県が、今後、調査・検討し、関係者と意見交換をしたうえで、適地の選定を進める予定とのことです。

以上、健康対策課からのご報告とさせていただきます。

委員長 これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 小城委員。

小城委員 先日、閉会中の委員会で報告があった後期高齢者（休憩中に、国民健康保険に訂正）の保険料のうるう年の日が間違っ返送となったという分の、それにかかった別途の費用というのを教えていただきたいと思います。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 通知を行いまして、郵送費用として、145,233円の費用がかかっております。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時52分 休憩)

(午前9時52分 再開)

委員長 再開します。 小城委員。

小城委員 その出所ってというのはどこですか。

国保医療課長 国民健康保険事業特別会計の通信運搬費から支出することになります。

小城委員 これにかかって謝罪文出されていると思うんですけど、これってなぜ担当課長の名前やったんかっていうのはそういった取り決めとかってあるんですか。

国保医療課長 取り決めと申しますか、謝罪文としては課の長としての名前で出させていたものだものです。

小城委員 徴収するのは町長の名前で出されているんですよね。

国保医療課長 国保税の納税通知書については町長名で出しています。

小城委員 町長の名前であるか、部長の名前であるか、そこは、なぜ担当課長やったんかなって疑問にひとつ思ったところと。それなら町長の名前でいくべきなのではないかなと思うんですけど。そのあたりはご回答いただけますか。

国保医療課長 事務処理上、専決して出す名前が担当課長になっておりますので、事務処理として担当課長が所轄してますので、その名前で出させていただきました。

小城委員 この通知って、周知とかっていうのは、これにかかわる人にだけ周知したという認識でいいですか。

国保医療課長 該当される方について通知を送らせていただきました。あわせて報道発表のほうもさせていただきます。

小城委員 別途14万とはいえ、税金が別途かかっているんで、広報紙に載せる等々、それにかかわる人以外、町民全員に周知するのもひとつかなと思いましたが、そこだけ申し添えておきます。以後、よろしく願いいたします。

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時56分 閉会)